

人材紹介サービス基本契約書

株式会社●●●●
株式会社セレンディップ

人材紹介サービス基本契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という）と株式会社セレンディップ（以下「乙」という）とは、乙が甲に提供する人材紹介サービスに関し、下記の通り合意し、人材紹介サービス基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（紹介の依頼）

甲は、本契約期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下総称して「求人条件」という）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」という）を作成し、書面または電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼する。

第2条（紹介の内容）

乙は、求人条件に適合する可能性がある人材（以下「候補者」という）のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材（以下「応募者」という）を、甲に対して紹介する。

第3条（採用選考）

1. 甲は、前条に基づき乙から紹介を受けた応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において、当該応募者を労働者として採用する。この際、乙は、甲に対し採用選考について適宜必要なアドバイスを行い、その他の支援を行う。ただし、当該アドバイスおよびその他の支援には、日本国以外の国における法令等に基づく手続に関する内容は含まれない。
2. 甲は、前項に基づき応募者の採用を決定した場合、乙に対して、直ちに、採用を決定した事実および理論年収の額を確認する文書（以下「内定確認書類」という）を作成し、書面または電子メールを利用する方法により交付する。

第4条（甲の義務）

1. 甲は、乙が応募者を紹介した後1年間は、当該応募者について同一または近似の職種について他の手段により応募があった場合であっても、乙の紹介による応募のみを有効な紹介として取り扱い、他の手段による応募の有無にかかわらず、次条の条件を充たした場合には、次条に定める人材紹介サービス料金が発生する。また、甲は、乙が紹介した応募者について、当該乙による紹介がなされた時点において同一または近似の職種について既に他の手段により応募がなされていた場合で、乙の紹介として取り扱わないときは、直ちに乙にその旨を書面または電子メールにより通知する。なお、乙による応募者の紹介が甲の一部門、一事業部に対する紹介であったとしても、甲のすべての部門、事業部に対する紹介とみなす。
2. 甲は、乙が応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、当該応募者と直接連絡を取る場合には、事前に乙に対してその旨を書面または電子メールにより通知しなければならない。また、甲は、乙が応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、当該応募者を同一または近似の職種について他の手段により採用した場合、次条の定めに従い人材紹介サービス料金を乙に支払う。
3. 甲は、乙から紹介を受けた応募者の情報について、本契約に基づく採用選考の目的のみで使用する ことができ、甲または第三者が保有するデータベース、システム、記録媒体等に対して応募者の情報を登録、保存等することや、これらへの登録、保存等を応募者自らが行うことへの誘導、甲または第三者が開催する採用セミナー、イベント等への勧誘をすること等を含め、本契約に基づく採用選考以外の目的で当該情報を使用してはならない。
4. 甲は、本契約に基づき甲に入社した採用決定者（第5条において定義）が入社後3ヶ月以内に甲から転籍（名称の如何を問わず、甲を退職し、甲の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む）第8条第8項の「関係会社」を意味する）その他甲と従前から関係を有する会社に入社することを意味する）する場合、直ちに乙にその旨を書面または電子メールにより通知する。

第5条（人材紹介サービス料金）

1. 本契約に基づく人材紹介サービス料金は、甲が乙の紹介による応募者の採用を決定するとともに当該応募者（以下「採用決定者」という）が入社意思を書面にて示し、かつ、甲に入社した時点で発生する成功報酬方式とする。
2. 前項の人材紹介サービス料金は、内定確認書類に定められる理論年収額の35%（別途消費税相当額）とする。ただし、算出された人材紹介サービス料金が金100万円（消費税相当額を含まない金額）に満たない場合には、最低保証料金として金100万円（別途消費税相当額）を人材紹介サービス料金の金額とする。
3. 理論年収については、以下の理論年収計算式に基づいて算出する。ただし、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。

$$\text{理論年収} = \text{月額固定給} \times 12 \text{ヶ月} + \text{賞与} \left(\text{賞与算定基準額} \times \text{前年度実績賞与支給月数} \right)$$

補足1 月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出。諸手当とは家族手当、住宅手当、役職手当、海外赴任手当、営業手当およびみなし残業手当等、その他名称を問わず毎月定額で支給される手当を指す。なお、通勤手当は含まない。

補足2 賞与は、入社月にかかわらず、支給対象期間を満たすものとして算出する。賞与は、雇用契約書・就業規則等で支払条件・算定方法が定められ、定期的に支給が保証された報酬のほか、入社一時金、インセンティブおよび業績賞与等を含む。なお、成果主義によるインセンティブや賞与等がある場合は、採用決定者が目標を100%達成すると仮定して算出したうえで、採用決定者が受領する金額すべてを含む。

補足3 年俸制を採用する場合は、基本給および補足1に定める諸手当に加え、現金で支払われる賃金すべてを含む1年間の報酬総額とする。

第6条（人材紹介サービス料金の支払）

甲が乙に支払う人材紹介サービス料金は、採用決定者の入社日を基準とし、甲は、採用決定者の入社日が属する月の翌月末日（金融機関の非営業日である場合は直前の営業日）までに乙指定の金融機関口座に振込み支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第7条（人材紹介サービス料金の返還）

1. 乙は、本契約に基づき甲に入社した採用決定者が入社後6ヶ月以内に甲を退職した場合のうち、当該採用決定者の自己都合による退職または当該採用決定者の責に帰すべき事由に基づく退職の場合に限り、当該採用決定者の甲における在職期間に応じて、以下に定める金額（別途消費税相当額）を甲に払い戻す。この場合、乙は、当該払戻金を、当該採用決定者の退職した日の属する月の翌月末日（金融機関の非営業日である場合は直前の営業日）までに甲の指定する金融機関口座へ振込み支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
 - 1ヶ月以内の退社 人材紹介サービス料金の80%
 - 1ヶ月超3ヶ月以内の退社 人材紹介サービス料金の50%
 - 3ヶ月超6ヶ月以内の退社 人材紹介サービス料金の10%
2. 前項の定めは、甲が採用決定者を採用する際に、直前になって求人票記載事項と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、締結を求めたために直後に当該採用決定者が退職した場合、入社直後に求人票の内容と異なる労働条件の変更を求めたために当該採用決定者が退職に至った場合、入社直後であっても雇用条件の内容が法令に反していることに起因して当該採用決定者が退職に至った場合、会社都合により退職に至った場合、当該採用決定者が死亡した場合および天災事変などの不測の事態の場合等には適用されず、乙は、前項の返金義務を負わない。また、前項に定める退職理由に該当する場合であっても、甲が乙に対して行う採用決定者が退職した旨の報告が退職日から1ヶ月以上経過した場合には、前項に基づく返金の対象からは除外される。

第8条（労働条件の確認）

1. 甲は、第3条第1項に基づき応募者の採用を決定した場合、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を甲の責任において交付し、甲と当該応募者との間で雇用契約を締結する。
2. 甲が応募者と委任契約、準委任契約、請負契約およびその他これらに準ずる契約を締結した場合においても、本契約事項を準用し、第5条に基づく人材紹介サービス料金が発生する。

第9条（差別的取り扱いの禁止）

甲は、第3条第1項に定める採用選考の際、乙が紹介した応募者を性別、年齢その他属性により

差別的に取り扱ってはならない。

第10条（法令遵守）

甲は、採用に際し、各種労働法令を含む法令を遵守し、労働者の保護に努めなければならない。乙は、必要に応じて、甲に対し、法令遵守に関する助言（ただし、日本国の法令に関する助言に限られ、日本国以外の国の法令に関する助言は含まれない）を行う。

第11条（応募者の併願）

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを予め承諾する。

第12条（応募書類等の作成責任）

甲は、キャリアシート・職務経歴書およびその他の応募書類が、応募者の責任において作成されるものであり、これらの内容について乙が責任を負わないことを確認する。

第13条（個人情報の取り扱い）

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先および職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という）を、甲に対して開示・提供する。ただし、乙は応募者の病歴、併願状況などの求人条件に何ら関係のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しない。
2. 甲は、前項に基づき乙より提供された応募者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、甲の採用選考の目的の範囲内でのみ利用することができ、本契約期間中および契約期間終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。なお、応募者の甲への入社が決定し、甲がこの入社に関する手続きおよび入社後において当該個人情報を取り扱う場合はこの限りではない。
3. 甲は応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。この場合、甲は当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせなければならない。

第14条（求人条件等の開示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除き、甲が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている甲の企業情報を乙が候補者を公募するために乙または乙の業務提携先が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意する。

第15条（候補者への開示・提供）

乙は、甲の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができる。ただし、甲が提供する情報のうち、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではない。

- (1) 求人票および甲から提供された情報
- (2) 乙が独自に収集した情報

第16条（守秘義務）

1. 甲および乙は、相手方から秘密である旨を明示のうえ受領または開示を受けた情報（以下「秘密情報」という）を、本契約期間中および契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。
2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の何れかに該当するものは秘密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 受領時に、既に公知であったもの
 - (2) 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知になったもの
 - (3) 開示の時、既に受領者が保有していたもの
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (5) 秘密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

第17条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より更新を拒絶する旨の通知のない場合は、本契約は同一条件にてさらに1年間延長され、以後についても同様とする。
2. 本契約が理由の如何を問わず終了した場合においても、本契約各条の定めは、対象事項が存在する限り有効に存続する。

第18条（違約金）

甲は、(i) 第4条第1項もしくは第2項第2文の義務に違反して応募者を採用し人材紹介サービス料金を支払わなかった場合、(ii) 第4条第2項第1文の義務に違反して応募者と直接連絡を取り、選考もしくは選考の斡旋等を行った場合（当該応募者の甲への入社の有無を問わない）、または(iii) その他の手段により人材紹介サービス料金の一部もしくは全部の支払を不当に免れた場合は、支払うべき人材紹介サービス料金に加えて、違約金として本契約に定める人材紹介サービス料金の2倍に相当する額を乙に支払わなければならない。なお、違約金の算定に理論年収が必要となる場合であって、甲が当該理論年収の額を明らかにしないときは、乙の選択により、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収、または当該違約金算定の対象となった応募者にかかる甲の求人条件から乙が合理的に推測する給与額および賞与額により算出した年収のいずれかを理論年収の額とみなす。

第19条（本契約の変更）

1. 甲および乙は、本契約の内容を変更する場合、甲乙間にて協議のうえ、変更内容を覚書等の書面（名称を問わず、また電磁的記録を含み、以下単に「覚書」という）にて取り決める。
2. 本契約の定めは本契約に付随するすべての覚書に適用する。
3. 覚書において本契約と異なる定めをした場合は、覚書の内容を本契約に優先して適用する。
4. 本契約に付随して同種の内容の覚書が複数存在し、解釈に矛盾が生じる場合は、最新の締結日の覚書を優先する。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相互に相手方に対し、以下に定める各号について表明し、保証する。
 - (1) 自らとその役員および主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。また、将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと
 - (3) 自らとその役員および主な株主が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与していないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる、あるいは相手方の名誉や信用を毀損する、相手方の業務を妨害する、不当な要求をするなどの行為をしないこと
2. 甲および乙は、相手方より、前項に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料の提出を求められた場合は、合理的な範囲でこれに応じなければならない。
3. 甲および乙は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、相手方に対する催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、当該解除により生じる損害について、一切の請求を行うことができない。

第21条（解除）

1. 甲および乙は、相手方が以下に定める各号のいずれかに該当するときは、相手方に対する催告を要せずして、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 自ら振出し、または引受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を1回でも受けたとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
 - (4) 営業廃止もしくは解散の決議をしたとき、清算開始となったとき、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡したとき
 - (5) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

- (6) その他財産の状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 第10条（法令遵守）に違反する事由があったとき
 - (8) 第18条（違約金）に該当する事由があったとき
 - (9) 本契約に定める義務に違反し、または著しい背信行為があった場合で、書面または電子メールによる通知後速やかにこれが是正されないとき（ただし、第8号に該当する場合は除く）
- 2. 本契約が解除された場合であっても、甲は、本契約の解除時点までに乙から紹介を受けた応募者に関する人材紹介サービス料金の支払義務を負う。
 - 3. 甲および乙は、自らが第1項に定める各号のいずれかに該当する場合、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、すべての債務を相手方に弁済しなければならない。
 - 4. 本条に基づく本契約の解除は、解除を行った本契約の当事者による相手方への損害賠償請求を妨げない。
 - 5. 甲および乙は、自らが第1項に定める各号のいずれかに該当し、またはその恐れがある場合、直ちに相手方にその旨を書面または電子メールにより通知する。

第22条（損害賠償）

甲および乙が自らの責により本契約に違反したときは、相手方は、当該違反行為の差止めおよび被った損害の賠償を請求することができる。

第23条（譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならない。

第24条（免責）

乙は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、甲と候補者・応募者・採用決定者間およびその他甲と第三者間とのトラブルその他の紛争等については、一切の責任を負わない。

第25条（完全合意）

- 1. 本契約は、本契約締結時における甲乙すべての合意を含んでおり、本契約締結時以前における当事者の合意や各種資料等は、書面または口頭であるかを問わず効力を有しない。
- 2. 本契約の締結をもって、甲乙間で締結済みの本契約に類する契約（名称の如何を問わず、本契約と実質的に同等か、または同主旨の契約の総称をいう）はすべて効力を失い、甲および乙は、本契約が甲が乙に依頼する「人材紹介サービス」にかかる唯一の合意であることを確認する。

第26条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

第27条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する解釈の疑義については、甲および乙双方が誠意をもって協議し、解決する。

第28条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、甲および乙は、本契約締結の証として電子契約サービスを利用することができ、その場合には本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録の保管を行う。

20●●年●●月●●日

甲 東京都●●●●
株式会社●●●●
代表取締役 ●● ●●

乙 兵庫県川西市花屋敷山手町10-8
株式会社セレンディップ
代表取締役 横山 大輔